

法人税 R4 機能修正版 (Ver.18.32/18.3.e5) の予定

別表六 (十一)、特別償却の付表(一)のメニュー表示の制御を変更した、法人税 R4 Ver.18.32 および Ver.18.32 用の電子申告プログラム、Ver.18.3.e5 のリリースについてご連絡致します。

1. 発行プログラム

発行プログラム	発行バージョン	バージョンアップの対象
法人税 R4	Ver.18.32	Ver.18.30 以降
法人税 R4 電子申告用プログラム	Ver.18.3.e5	Ver.18.32

※Ver.18.30 以前で使用していたデータは旧データ変換処理が必要です。

バージョンアップ後、変換前の旧法人データは、データ選択画面に「旧データ」と表示されています。(Ver.18.31 で使用していたデータは、バージョンアップ後そのまま使用できます)
なお、Ver.18.32 および Ver.18.31 で使用しているデータは、Ver.18.30 では使用できません。

2. プログラムの提供方法

E i ボードのダウンロードマネージャーおよび会計マイページで公開いたします。
(法人税 R4 電子申告更新用プログラム (Ver.18.3.e5) も同日公開です)

2-1. E i ボードダウンロードマネージャーの公開

2019年5月7日 (火)

2-2. マイページのダウンロード公開

2019年5月7日 (火)

3. 電子申告プログラム(Ver.18.3.e5)について

Ver.18.32 用の電子申告用プログラムです。Ver.18.32 にバージョンアップした場合、法人税 R4 電子申告更新用プログラムも Ver.18.3.e5 にバージョンアップしてください。

Ver.18.31 や Ver.18.30 にはセットアップできません。法人税 R4 を Ver.18.32 にバージョンアップしてから Ver.18.3.e5 をセットアップしてください。

Ver.18.32 にバージョンアップしない場合は、Ver.18.31.e4 で電子申告を行っても問題ありません。

4. プログラムの対応内容

4-1. 対応内容

平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度の場合も、別表六（十一）と特別償却の付表（一）をメニューに表示するように（使用できるように）変更しました。

また、あわせて繰越処理で別表六（十一）も繰越対象に変更しました。

4-2. 対応背景

環境関連投資促進税制（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除）の制度廃止により、平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度の場合、別表六（十一）と特別償却の付表（一）はメニュー表示しないように制御を行っていましたが、平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度の場合でも使用するケース（制度を適用できるケース）があるため、事業年度によるメニュー制御を廃止しました。

4-3. 該当するお客様の条件

次のすべての条件に該当するお客様が該当します（平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度の法人で、別表六（十一）や特別償却の付表（一）を使用するケース）。

- ・平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度の、当該制度適用対象法人
- ・平成 30 年 3 月 31 日以前にエネルギー環境負荷低減推進設備等の取得等をし、かつその設備等を平成 30 年 4 月 1 日以後に事業供用（取得等の日から 1 年以内）している場合

なお、平成 30 年 3 月 31 日以前開始事業年度の法人で別表六（十一）を作成している場合（かつ、翌期繰越額が発生している場合）も、繰越処理は Ver.18.32 にバージョンアップしてから行ってください。既に繰越済みの場合は、繰越後データの別表六（十一）をご確認ください。

5. その他対応内容(発生障害の対応)

以下の障害に対応しました。

5-1. 第二十号の三様式 別紙の事業年度の元号出力が不正

終了事業年度が「令和」の場合、予定申告の申告書の第二十号の三様式の別紙（同一提出先に事業所が 3 件以上有する場合に出力）の「事業年度又は連結事業年度」の元号が正しく出力されない。例えば、事業年度が平成 30 年 10 月 1 日～令和 1 年 9 月 30 日の場合、「令和 30 年 10 月 1 日から平成 1 年 9 月 30 日まで」と出力される。

なお、本現象は印刷出力だけの問題です。電子申告の場合は問題ありません。

以上、よろしくお願ひいたします。